

認定要件 に係る(イ)の基準の取扱い (主たる業種及び企業全体双方の売上高等の減少に係る要件))

以下の要件のいずれも満たすこと。

主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

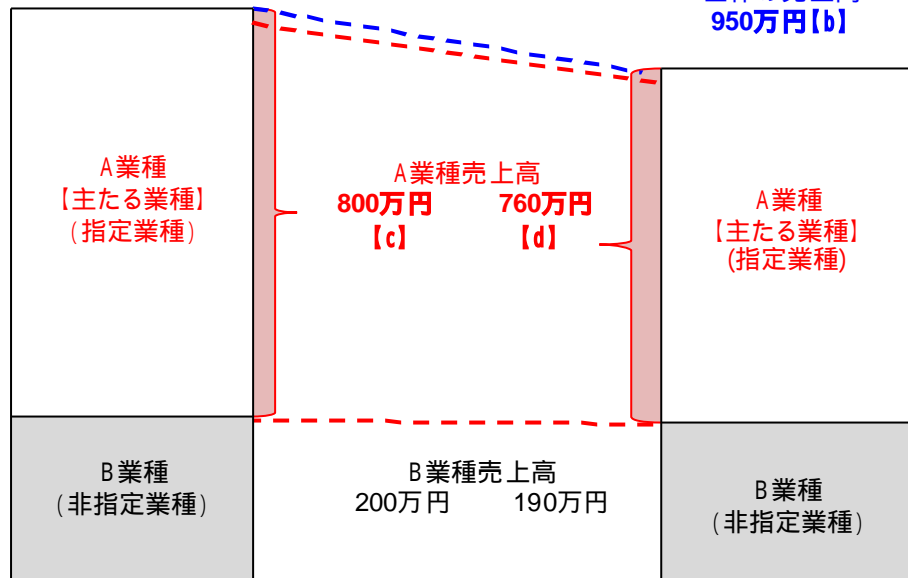
企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

主たる業種とは、原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種。平成24年11月1日以降の認定申請分については、主たる業種の判定は細分類ベースで行う。

下記ケースでは、及び のいずれの要件も満たすため認定の対象となる。

< 最近3か月の前年同期 >

全体の売上高
1,000万円【a】



< 最近3か月 >

全体の売上高
950万円【b】

主たる業種の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{主たる業種の売上高の減少額}}{\text{主たる業種の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{800\text{万円【c】} - 760\text{万円【d】}}{800\text{万円【c】}} = 5\%$$

全体の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{1,000\text{万円【a】} - 950\text{万円【b】}}{1,000\text{万円【a】}} = 5\%$$